

IV 共生の海

1. 豊かな心で

スポーツは人生を心豊かなものにする。スポーツを楽しみたい、障害があってもこの気持は同じ。

多くのスポーツでは知的、身体などの障害に配慮し一部ルールを変更し、障害者のスポーツとして実施している。スキーをはじめ多くのスポーツで、障害にあわせた機器類の開発とともに障害者の参加が促進され競技レベルが向上している。また障害者ス

ポーツからバリアフリー意識や社会制度の改革も進んできている。

しかしながら障害者セーリングでは多くの支援が必要なのも事実。

障害者を越えて健常者と共通の土壌、認識を持って支援し、共に楽しめる共生の海となるよう豊かな心で支えていかなければならない。

2. PSAJ 障害者セーリング行事運営ガイド

障害者を対象とした体験会、イベント、大会、レースなどの行事で本ガイドの活用を望みます。本会共催、後援行事は本ガイドに沿って開催を計画下さい。

1. 障害者の定義

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害を持つ方。

2. 参加障害条件（対象者）の表記

参加者の障害種別に切断、麻痺、視覚障害、精神障害、知的障害等を表記する。

障害者手帳、養育手賞をお持ちの方等の表記することも可。

3. 障害者のスポーツ

障害者を対象として障害者のスポーツを実施するときは、本ガイドに沿って開催し本会に行事連絡することが望ましい。

また、行事をつうじてインクルージョンを作りだすための相談は本会でも受け付ける。

障害者スポーツ協会の行事カレンダーに表記申請する場合もある。

4. 施設

行事に使用される施設は、障害者が利用可能であること。

障害者差別解消法の合理的配慮です。

施設についての合理的配慮は本会マリ障害

者用設備指針を参考とします。

（駐車スペース、トイレ、海上・陸上スロープ、ポンツーン、更衣室、シャワー等）

行事案内説明ができるスペースが有る事。

別途休息・救護スペースを1室設置する事。

設備で対応が出来な時は介助者（ドックスタッフ、ボランティア等）を置き対応する。

5. 確認すべき事項

近隣の救急（当日診療のできる）病院の所在地の確認。

気象状況の確認先。

緊急時に連絡するマリーナ、漁協、社協、海上保安庁など関連団体と確認。

6. 技術代表者の設置

障害者セーリングの経験及び知識が豊富な人物を技術代表者として置き、行事の運営、安全、障害者対応のアドバイスを受ける。技術代表者は本会で指名する。

7. クラス分け

障害別、機能別の大会を実施する時は、機能的クラス分けを実施しするときは事前に表記する。

障害別の機能別を行わない時は(国際交流、障害別、艇種別、体験会等)国内障害者手帳による分類で可、事前に公表すること。

8. ドックサポート(ボランティアスタッフ)の配置

会場案内や設備の不十分な箇所はドックサポート(介助スタッフ)を置く。通常ボランティアが当たる。

ドックサポートの他に海上での介助サポートにもあたる。

競技の場合、レース結果に影響するアドバイスは行ってはいけない。

ボランティア参加者の分担と役割把握を明記する。

9. ボランティア(行事スタッフ・ドッグサポーター)の教育

自己責任であることを承認して参加すること。ボランティアにも責任が有ります。

安全・安心の観点から行事参加スタッフの障害者対応教育は必要である。

本会ボランティア指導者講習を受けたスタッフ、ボランティアを配置することが望ましい。

10. 保険

行事の保険(ボランティア保険、民間行事保険等)は必ず入ること。

11. セーリングコンディション

基本的にビューフォート風力階級5級以上(概ね10m/s)では行事は行わない。

それ以下、以上の風速でも帆走の可否は技術代表者が判断して決める。

12. 海上での時間

出港より帰港までの海上での連続滞在時間は最大5時間を目安とする。

海上滞在時間延長の判断は、技術代表者が行う。

13. 安全対策

携帯等で海上との連絡がいつでも取れるよう準備確認する。

陸上の本部には必ず連絡要員が待機し技術代表者といつも連絡を取れるようにする。

近隣の病院、マリナー、海上保安庁等への安全対策連絡表を作成する。

参加者の緊急連絡先リストを作成しておく。

緊急の場合は救急車を要請する。

14. サポートボート

多数艇参加の行事では海上での安全の為にサポートボートを用意する。

陸上本部と常時連絡が取れることと訓練された救助要員の乗船が望ましい。

15. 体調への配慮

体験的に頸椎、脊椎損傷者は体温調整ができてく、また着替えが大変、スペースが無い等で体調を崩し易い。氷や給水、温懐炉などの準備をする。

体調不良の状態が現れたら速やかに陸上の休息・救護室へ、状況に合わせて対処する。

16. 補装具

義足等補装具のヨットでの使用は船上での安全を考慮し当人と相談の上決めること。

海水が掛かる事、ヨットが揺れること、クラス分けとの関連等安全に考慮して話し合う。

17. ライフジャケット

全員必ず着用が原則だが、障害(重度障害や拘縮)によって着用が難しい場合は他の安全策に留意して着用しないでもよい。

18. 個人の介助者

個人の介助者は、障害の情報もあり対応が良くわかるので同乗することが良い。

また、個人の介助者の同乗で共にセーリングを楽しむことができる

事前に申し込みを受けて保険の対象とすること。

競技の場合は、現行介助者の同乗は一部視覚障害者のレースを除き出来ない。

19. 介助犬

基本的にボートヨットに乗らない。

この為、介助犬をあずかる人の確認が必要と

なる。また、介助犬が待機するスペースを設けることが必要となる。

必ず対処法について参加者と事前に打ち合わせる事。

20. 申し込み書

氏名、生年月日、年齢、住所、障害内容、程度、介助の有無(内容)、緊急連絡先を記入。

参加者の緊急連絡先リストは、海上に出る人全員分を作りいつでも見れるようにして保管のこと。

未成年からは保護者の参加同意書が必要です。

マスコミ等への露出について無償で承諾する

旨の承諾。

21. 宿泊施設

行事参加者が宿泊の必要が生じる場合は、近隣でバリアフリールームの有るホテル等を調べ紹介案内すること。

22. 御礼の心

行事は多くの方々の協力が有って実施できます。

支援者、協力者、ボランティア等への感謝・御礼の言葉を述べる。

3 ボランティア

障害者セーリングをはじめ社会福祉に関わる多くの分野でボランティアが活躍し支えられている。

英語で志願兵の意味をもつボランティア(Volunteer)は、その参加が自主的であることであり、利益や報酬を目的としない無償性の活動で、主に社会貢献を目的とし、労力、技能、時間等の提供で社会を支え、より良い社会を創造することを担う社会貢献で個人を表します。

また社会貢献活動とは、個人法人を問わず「社会の課題に気づき、自発的に課題に取り組み、直接の対価を求めることなく、自らの資源を投入すること」しています。

ボランティア活動は、社会が何を必要とし、何を求めているかを考え、自分たちで創り出す市民の活動です。またそこはエキサイティングで、発見や感動、出会いがあり充実感、達成感を味わうことが出来ます。

このボランティアたちが集い活動するのがボランティア団体となり多くの社会貢献活動を実施しています。

特定非営利活動法人日本障害者セーリング協会

障害者セーリングガイドブック

(PSAJ)は、障害者のために(社会のために)、自主的に有志が集まり(自主)、役所でなく民間が(市民)、利益を求めず(無償性)活動する、を満たした社会貢献のボランティアが集合した市民活動ボランティア団体です。

ロンドンでは、25万人の応募から、2回の面接、机上講習、運転や会場での講習、テストをへて7万人のボランティアが選ばれ(セーリングには2000人)ました。セーリングのドックボランティアは、定年後の時間を活かシアスリートの手伝いがしたいと応募。ボランティアにセーリングスキルは問わないとの事ですが、ヨットを所有されているそうで専門知識は十分ありました。会場近くのホテルに滞在(自己負担)して毎日会場に来た。ちなみにユニフォームと簡素な食事(選手とは違う場所で違う食事)交通パスが支給されたそうです。

【ボランティアの無償性】

ボランティアの無報酬と非営利法人の活動を混

転載禁止

特定非営利活動法人日本障害者セーリング協会

同してはいけません。

無報酬性とはボランティア活動の特徴ですが、個人が活動に参加し対価を期待しないことを意味し、交通費や弁当代等々の費用は対価としての報酬とは別で堂々と受け取って良いものです。しかし実際のボランティア活動では予算上の観点からこの費用の支払ができず、ボランティアの無償性にたよっているのが現状です。

非営利とは、団体として収益事業を行いそこで得る利益を個人(社員)に分配や配当も行わず(株式

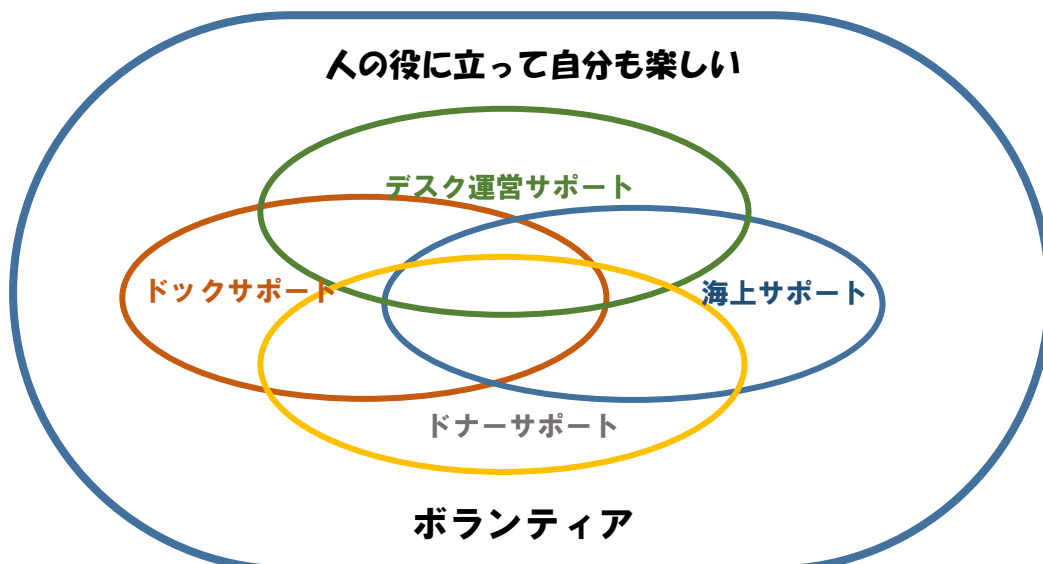
会社は株主に配当)団体の活動の費用に充当することになります。

交通費や食費、材料費などの実費弁償については無償の範囲としている。(資金があればですが)

【自主性】

自分自身の考えにより参加するものであって、強制されたり、義務としてではありません。活動には必ず参加の申し出を行って下さい。

4. PSAJ のボランティア 障害者のために。



ボランティアの活動は役割の重層があり相互に影響連携しながら実施していますボランティア

デスク運営サポートボランティア

- 行事運営、総務、事務系関係。⇒企画、書類作り、会計、連絡など総務活動。
- メディカル関係。⇒メディカルチェック、トレーナー、アンチドーピング等。
- 研究会による支援。⇒設備研究会、アドボカシー活動などの障害者支援社会活動。

ドックサポートボランティア

- 海上に出るまでの介助を行う。⇒介助、行動手伝い、受け入れ支援。
- 設備管理。⇒設備バリアフリー化、ヨット整備、アップデート整備。
- 競技支援⇒パラリンピックでは別途規則があります。

海上サポートボランティア

障害者セーリングガイドブック

転載禁止

・共に船に乗る。⇒介助、クルー、操船、安全確保。

・レースの指導。⇒介助、コーチ、指導者。

ドナーサポートボランティア

・資金や物の提供。⇒スポンサー、支援会員。用具、用品の提供。

・行事に船の提供⇒ボート、ヨットオーナー。

【ボランティア指導者講習会】

多岐にわたる活動について重層的に知っていただき、来る方の安心と運営の安全を重点にボランティア指導者講習会を開催しセーリングボランティアのレベルUPを図る。

講習受講者は下記により登録される。

ボランティアアソシエイト＝障害者セーリング活動全部のボランティア。

ボランティア指導者＝セーリング技能が優れた人を海上での指導者に登録。

5. ハラスメントの禁止

スポーツにおいて暴力行為の禁止は勿論、各種ハラスメントの無いようにしなければいけませんし、個人の能力・適正にふさわしくないスポーツ指導は有ってはなりません。

【パワーハラスメント】

同じ組織で活動する者に対して業務上の地位や人間関係などの組織内の優位性を背景に指導の適正範囲を超えて、精神的もしくは身体的な苦痛を与え、又はその活動の環境を悪化させる行為・言動等をいう。暴力行為のほかに、いわゆる「しごき」や「かわいがり」、罰層など競技力向上とは明らかに無関係な不合理な指導も含まれる。

【セクシャルハラスメント】

相手の意に反する性的な性質の不適切な言動等であって、身体接触、視線、性的内容の発言などさまざまなものがあります。

このような性的言動がセクシュアル・ハラスメントとなり得るかどうかは、行為者の意図で

はなく、相手や周囲の人間がどのように感じたかが重要な判断基準となります。「不快」と感じるのは、行為者ではなく相手や周囲の人たちだという点に注意すべきです。

【障害者スポーツハラスメント相談窓口】

練習中にハラスメントを受けた(見た)見たときの相談窓口です。

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会総務部
(電)080- 7801- 6611(対応時間)平日 10:00-12:00 13:00- 17:00 担当者不在、時間外は留守番電話による対応。

<外部相談窓口>ホーガン・ロヴェルズ法律事務所
外国法共同事業

(電話)03- 5157- 8210(電話対応時間)平日
10:00- 12:00 13:00- 17:00

(FAX)03- 5157- 8289

PSAJの相談窓口は事務局khc03073@nifty.comへ
メールで倫理委員長飛坂有三宛

6. 障害者の小型船舶免許

エンジン付きヨット、ボートに船長として乗船するには小型船舶操縦士の免許が必要となります。

2001年この免許制度の欠格条項の改定があり身体検査でなく身体機能で判断することとなり、障害者の受験が可能となった。

受験の第一歩は、免許試験実施機関である日本海洋レジャー安全振興協会の身体検査相談コーナーで身体機能検査を受けて始まる。ここで基準に合格すれば身体機能確認表(合格証明書)が発行され、ボート教室や講習などを経て、小型船舶操縦士免許試験が受けられることになる。

障害があるから能力がないわけではない。障害

【身体検査合格基準】

障 害	基 準
視力	1. 視力(矯正視力を含む。以下同じ)が両眼共に0.5以上であること。 2. 一眼の視力が0.5未満の場合は、他眼の視野が左右150度以上、かつ視力が0.5以上であること。
弁色力	夜間において船舶の灯火の色を識別できること。 ただし、航行する時間帯の限定を受けようとする場合は、日出から日没までの間において航路標識の彩色を識別できること。
聴力(補聴器可)	船内の騒音を模した騒音の下で300メートル離れた汽笛の音(音圧120dB)に相当する音を弁別できること。(補聴器の使用可)
身体機能の障害	心臓疾患、視覚機能の障害、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害等の疾病、または身体機能の障害があっても軽症で業務に支障をきたさないこと。 ただし、操縦する船舶の設備等についての限定を受けようとする場合は、身体機能の障害の程度に応じた補助手段を講じて船舶の操縦に支障がないよう措置することができる。

【身体機能の障害の検査確認項目】

検査項目	確認事項
係留・解らん	着岸状態でロープを持って下船し係留が安全にできるか、また、解らんしてロープを持って安全に乗船できるかを確認(仮止め利用など、方法は不問)します。
揚投錨作業	エンジントラブル等を想定し、錨3.5kgを投下することができるかを確認(結び は不問)します。
船の乗降	栈橋と船との乗降を安全にできるかを確認します。
船内移動	通常の動揺を想定し、揚投錨作業等のため操縦席から船首へ、下船等のために船尾方向に移動できるかを確認します。
体幹の保持、頸椎・体幹の捻転	通常の動揺を想定し、航行中(旋回時等を含む)の船の椅子に座り、座位を保ちつつ操船できる状態にあるか、また、前後左右の安全を確認できるかを確認します。
操船作業	ハンドル、リモコンレバーを操作し、操船できるかを確認(ハンドルによる針路の維持と変更、リモコンレバーによる前進、中立、後進のシフト操作と速力調整)します。



以外の能力を十分生かし受験が可能。

いつまでも乗せてもらう、クルーやゲストでは満足できない。小型船舶免許を取得し、船長としてヨット・ボートに乗る

障害者が増加している。

制度の障害者の小型船舶免許受験の詳細は

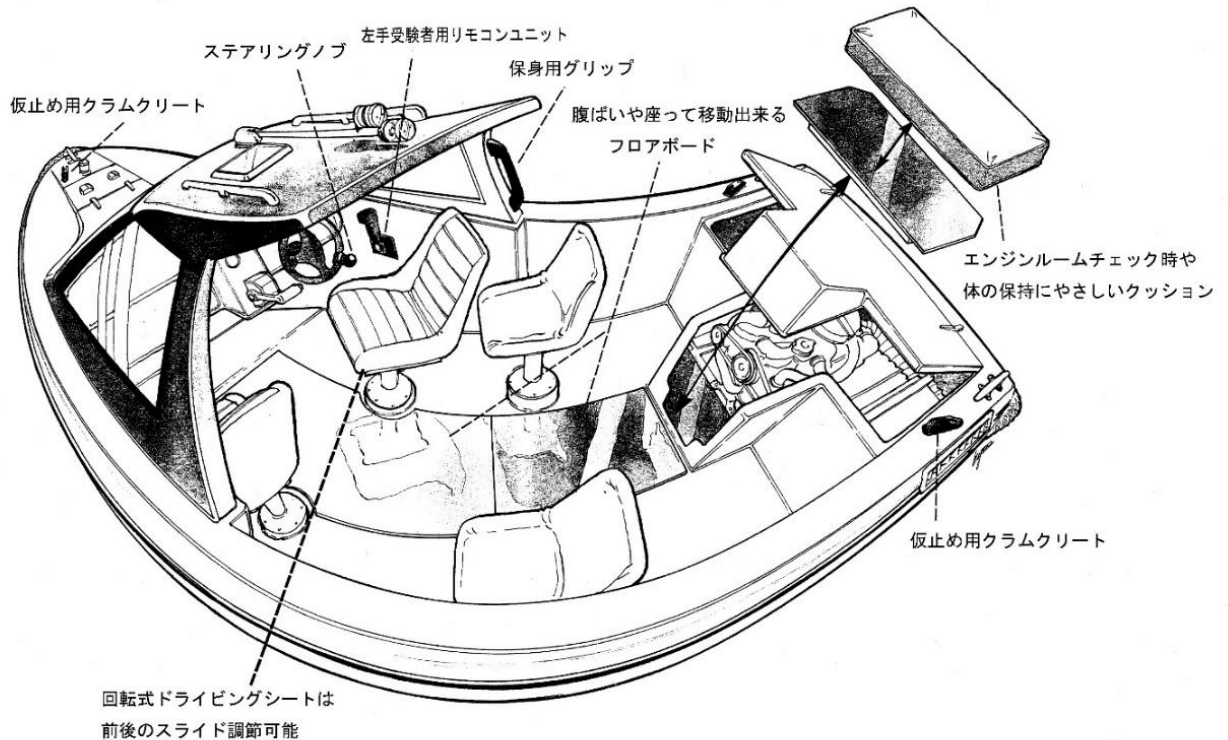
<http://www.jmra.or.jp/modules/tinyd4/>

人命救助	落水者の救助を想定し、救命浮環の投下等ができるかを確認(引き上げは不問)します。
ロープワーク	錨にロープを結ぶこと、クリート等を利用し係留・解らん作業等を行うことを想定し、ロープを使用して結んだり解いたりする作業ができるかを確認します
エンジンの始動	キーを差込み、エンジン始動ができるかを確認します。
ハンドコンパスの操作	船位測定等のため、ハンドコンパスのプリズムを調整し、物標の方位を測ることができるかを確認(プリズムの調整方法は不問)します。

【試験艇】

障害者の受験には、障害に配慮した改造がなされた試験艇が全国10箇所に配備されている。

障害者対応の免許試験のボート



7. 海洋施設のバリアフリーと運用

海との接点、マリーナ等の海洋施設はバリアフリーであることが望ましい。

障害者が安全に自由にヨットやボートに乗るのにマリーナ設備のバリアフリーがどうしても必要になる。

建物、道路、駐車場、トイレ、公共交通機関等々陸上施設は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」や各県の「街づくり条例」などが施行され、これを基準として施設が出来るようになった。

障害者セーリングガイドブック

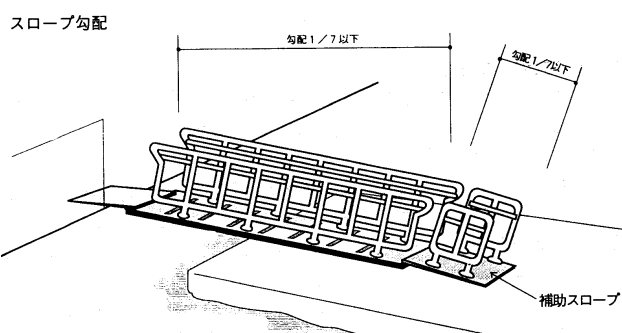
転載禁止

特定非営利活動法人日本障害者セーリング協会

これら規則が無いところ、ポンツーンや付随するスロープについて本会が(財)自転車産業振興会犬山研究所の傾斜走行試験路及び傾斜安定性試験台により行ったテストと本会のボランティア、障害者の体験的な意見を加味し、日本の海の現状に合わせたマリーナ障害者用設備指針を作成した。

現在改訂版として IPC 基準を参考に国土交通省の協力で海の障害者設備指針を平成29年度作成します。

【スロープ図】



一般的に傾斜路においては、屋内で1/12(12mの長さで1mの高さ)屋外では1/20であるが、我が国のスロープ設置をより進めるために、障害者自らの各種実験から干満の大きさや海上での設置譲許を考慮し、設計上平均水面を基準として勾配を1/7以

【段差勾配の緩和】

段差の高低差が500mm以下の場合、下記に緩和した勾配で段差の解消になる。

高低差	60mm	80mm	120mm	200mm	250mm	350mm	500mm
緩和勾配	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7	1/8	1/9

* ちょっとした段差の解消や既定の勾配が取りにくいときの基準として段差解消に。

【障害者用に対応の設備】

運用:管理はまず設備から、障害者対応が利用者に目に見えるようする。

AED:設置が望まれる。メンテナンス期間の厳守。

段差、誘導:簡易勾配で対応する。点字、誘導ブロックの設置。

障害者セーリングガイドブック

転載禁止

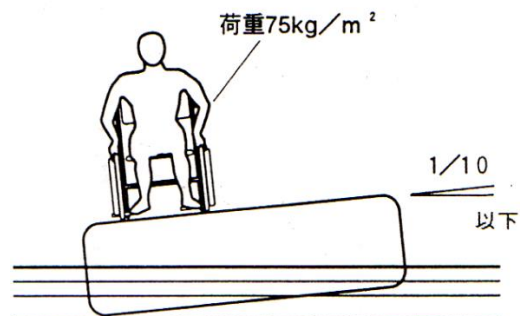
上とした。

巾は、900mm以上で手すりを設置する。

路面には滑り止め形状又は素材を付ける。

スロープとポンツーンの間は極力なくす事。

【ポンツーン図】



突然の傾きが原因で車いすが斜交し落水したことが有り基準を定めた。

幅 :1,800mm以上が望ましい。

傾き:片側に75kg/m²をかけた時の傾き量 $\tan \alpha = 1/10$ ($\alpha = 5.7^\circ$) 以下の性能を有すること。

先端形状:車いすの車止めや視覚障害者のガイドとして、100mm程度の立ち上げを付ける。

水面からの高さ300mm~500mm程度が多くサイズのヨットに適應する。

適度な場所に100kg程度の乗降クレーンを付ける。

カウンター、受付機器:高さの低いもの。メモ容赦やボードなどコミュニケーション用具の準備。

駐車場:車椅子用駐車スペースの確保。

海の障害者マーク等の表示:障害者にやさしい施設であることを一般の方に知ってもらうための表示。

介助犬スペース:介助犬はヨット、ボートに乗り一緒に乗らないことが多い。

日陰で暑くもなく寒くも無いような人目につかない場所を確保する。

ポンツーン上:整理整頓の啓蒙や見回り。

ゲスト用品の貸し出し:子供用ライフジャケット。広い所では貸出車椅子。

トイレ、シャワー:障害者が使えるように改造。

従事者:障害者対応の学習。手話の習得。

8. 海の障害者マーク



社会もバリアフリー新法や障害者差別解消法施行などで制度や施設のバリアフリー化が進み多くの障害者が海に出る機会が増えてきた。また、社会の高齢化により、障害を持ったゲストの乗船の機会も多く見受けられる。このような状況の中、社会全体が確実にバリアフリーの方向へ進んでいる。

しかしながら海に出るのに障害ゆえに周りの方々の協力が必要なことも事実。幸い海には古くより“シーマンシップ”の伝統がある。このシーマンシップのなかで障害者に手を差し伸べる新しい海文化の創造を期待し、「海の障害者マーク」を作成。

「海の障害者マーク」は、国際シンボルマーク(車椅子マーク)を取り入れ、マリニイラストレーターのTadami 画伯がデザインしたもので、障害者が乗船する小型船舶、バリアフリーの小型船舶及びこれらの船が係留できる海上施設などに旗やステッカーで表示します。

マークを見たら、障害者が乗る船の離岸や着岸のもやい取り(これは切実な問題です)やポンツーンの整理整頓(車椅子椅子や視覚障害者の移動がスムーズに)、スロープなど移動の介助や荷物を持ってもらうと助かります。

係留施設やポンツーンでの介助等々の心やさしい海の文化、新しいシーマンシップを創造して欲しいのです。

特定非営利活動法人日本障害者セーリング協会では国際シンボルマーク(車椅子マーク)の使用承認を受け「海の障害者マーク」の適切使用の管理運営を行っています。